

佐賀県規則第 12 号

佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例（令和 8 年佐賀県条例第 14 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年／総理府／厚生省／令第 1 号）及び条例で使用する用語の例による。

(産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議)

第 3 条 条例第 10 条第 1 項（条例第 19 条において準用する場合を含む。）の規定による協議は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 法第 8 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の許可 要縦覧等廃棄物処理施設設置事前協議書（様式第 1 号）

(2) 法第 9 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 6 第 1 項の許可 要縦覧等廃棄物処理施設変更事前協議書（様式第 2 号）

(産業廃棄物処理施設等の設置等に係る協議の関係市町長に対する意見聴取)

第 4 条 条例第 10 条第 2 項（条例第 19 条において準用する場合を含む。次項及び第 6 条第 5 項において同じ。）の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 産業廃棄物処理施設等の設置予定地及びその周辺における他の土地利用計画等の有無

(2) 産業廃棄物処理施設等の設置予定地及びその周辺における公共施設等の整備計画の有無

(3) その他必要な事項

2 条例第 10 条第 2 項の規定による意見聴取は、要縦覧等産業廃棄物処理施設等の設置等に関する意見照会書（条例第 10 条第 2 項適用）（様式第 3 号）により行うものとする。

(産業廃棄物処理施設等の設置等に係る協議の審査)

第 5 条 条例第 10 条第 3 項（条例第 19 条において準用する場合を除く。）の規定による内容の審査は、当該内容が次の各号のいずれにも適合していることを確認するものとする。

(1) 産業廃棄物処理施設の設置等に関する計画及び維持管理に関する計画が法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号（法第 15 条の 2 の 6 第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に適合していること。

(2) 生活環境影響調査の手法が廃棄物処理施設生活環境影響調査指針について（平成 18 年 9 月 4 日付け環廃対発第 060904002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長／環廃産発第 060904004 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）の別添廃棄物処理施設生活環境影響調査指針、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）又は佐賀県環境影響評価条例（平成 11 年佐賀県条例第 25 号）に基づくものであること。

2 条例第 10 条第 3 項（条例第 19 条において準用する場合に限る。）の規定による内容の審査は、当該内容が次の各号のいずれにも適合していることを確認するものとする。

(1) 一般廃棄物処理施設の設置等に関する計画及び維持管理に関する計画が法第 8 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号（法第 9 条第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に適合していること。

(2) 生活環境影響調査の手法が廃棄物処理施設生活環境影響調査指針についての別添廃棄物処理施設生活環境影響調査指針、環境影響評価法又は佐賀県環境影響評価条例に基づくものであること。

（産業廃棄物処理施設等の設置等に関する説明会の開催）

第 6 条 条例第 11 条第 3 項（条例第 11 条第 10 項、第 14 条第 2 項、第 17 条第 2 項及び第 19 条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 説明会の種類

(2) 説明会の対象地域

(3) 説明会の対象者

(4) 廃棄物処理施設の種類

(5) 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

(6) 関係住民への周知方法

(7) その他必要な事項

2 条例第 11 条第 3 項に規定する説明会開催計画書は、説明会開催計画書（様式第 4 号）によるものとする。

3 条例第 11 条第 5 項（条例第 11 条第 10 項、第 17 条第 2 項及び第 19 条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 説明会の開催日時、場所及び種類

(2) その他必要な事項

4 条例第 11 条第 5 項の規定による報告は、説明会実施報告書（様式第 5 号）により行うものとする。

5 条例第 11 条第 7 項（条例第 19 条において準用する場合を含む。次項及び第 9 項（第 2 号に限る。）において同じ。）の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第 10 条第 2 項の意見に対する追加又は変更の意見の有無及びその内容

(2) その他必要な事項

6 条例第 11 条第 7 項の規定による意見聴取は、要縦覧等産業廃棄物処理施設等の設置等に係る意見照会書（条例第 11 条第 7 項適用）（様式第 6 号）により行うものとする。

7 条例第 11 条第 8 項（条例第 19 条において準用する場合を含む。）の規定による協議は、生活環境影響調査実施協議書（様式第 7 号）により行うものとする。

8 許可申請予定者は、生活環境影響調査を実施したときは、速やかに、生活環境影響調査結果報告書（様式第8号）により、その結果を知事に報告するものとする。

9 条例第11条第10項（条例第19条において準用する場合を含む。次項及び次条第1項において同じ。）において準用する同条第7項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 生活環境の保全上の観点からの関係住民の意見集約を踏まえた産業廃棄物処理施設等の設置等の賛否を含めた意見
- (2) 条例第11条第7項の意見に対する追加又は変更の意見の有無及びその内容
- (3) その他必要な事項

10 条例第11条第10項において準用する同条第7項の規定による意見聴取は、要縦覧等産業廃棄物処理施設等の設置等に係る意見照会書（条例第11条第10項適用）（様式第9号）により行うものとする。

（関係市町長に対する意見聴取）

第7条 条例第15条第1項（条例第19条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第8条の2第3項又は第15条の2第3項に規定する専門的知識を有する者の意見の結果を踏まえた産業廃棄物処理施設等の設置等に係る意見
- (2) 法第8条第5項又は第15条第5項及び条例第11条第10項において準用する同条第7項の意見に対する追加又は変更の意見の有無及びその内容
- (3) その他必要な事項

2 条例第15条第1項の規定による意見聴取は、要縦覧等産業廃棄物処理施設等の設置等に係る意見照会書（条例第15条第1項適用）（様式第10号）により行うものとする。

（産業廃棄物処理施設等の譲受け等に係る事前協議）

第8条 条例第17条第1項（条例第19条において準用する場合を含む。）の規定による協議は、要縦覧等廃棄物処理施設譲受け等事前協議書（様式第11号）により行うものとする。

（産業廃棄物処理施設等の譲受け等に係る関係市町長に対する意見聴取）

第9条 条例第17条第2項（条例第19条において準用する場合を含む。）において準用する条例第10条第2項の規定による意見聴取は、要縦覧等産業廃棄物処理施設等の譲受け等に係る意見照会書（条例第17条第2項適用）（様式第12号）により行うものとする。

（産業廃棄物処理施設等の譲受け等に係る協議の内容の審査の基準）

第10条 条例第17条第2項（条例第19条において準用する場合を除く。）において準用する条例第10条第3項の規定による内容の審査は、当該内容が第5条第1項第1号に掲げる事項に適合していることを確認するものとする。

2 条例第17条第2項（条例第19条において準用する場合に限る。）において準用する条例第10条第3項の規定による内容の審査は、当該内容が第5条第2項第1号に掲げる事項に適合していることを確認するものとする。

（排水水の監視）

第 11 条 条例第 27 条第 1 項の規定による調査は、次表の左欄に掲げる最終処分場の種類ごとに、同表の中欄に掲げる検査対象について、同表の右欄に掲げる頻度により行うものとする。

| 最終処分場の種類 | 検査対象 | 頻度 |
|----------------------|------|----------|
| 管理型最終処分場・一般廃棄物の最終処分場 | 放流水 | 1 月に 1 回 |
| 安定型最終処分場 | 浸透水 | 2 月に 1 回 |

2 前項の規定にかかわらず、県内において新たに廃棄物の埋立処分を開始する産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の見直し最終処分場への条例第 27 条第 1 項の規定による初回の調査は、当該埋立処分開始前までに排水を調査した上で、管理型最終処分場及び一般廃棄物の最終処分場にあつては当該埋立処分の開始の日の属する月の翌月の末日までに、安定型最終処分場にあつては当該埋立処分の開始の日の属する月の翌々月の末日までに行うものとする。

3 条例第 27 条第 2 項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

4 前 3 項に定めるもののほか、排水の調査について必要な事項は、知事が別に定める。

(身分証明書)

第 12 条 条例第 28 条第 3 項の身分を示す証明書は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3 年環境省令第 2 号）の別記様式によるものとする。

(勧告の公表)

第 13 条 条例第 29 条第 1 項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(委任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 12 条及び第 13 条の規定は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

要縦覧等廃棄物処理施設設置事前協議書

年 月 日

佐賀県知事 様

許可申請予定者 干
住所
氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

要縦覧等産業廃棄物処理施設等の設置の許可申請を行いたいので、佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例第 10 条第 1 項 (条例第 19 条において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて協議します。

| | | |
|--|---|--|
| 廃棄物処理施設の設置の場所 | | |
| 廃棄物処理施設の種類 | | |
| 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類 (石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) | | |
| 着工予定年月日 | | 年 月 日 |
| 使用開始予定年月日 | | 年 月 日 |
| 廃棄物処理施設の処理能力 (最終処分場にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量) | | m^3 / 日 () 時間 t / 日 () 時間 埋立面積 m^2 埋立容量 m^3 |
| 廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項 (※ 1) | 廃棄物処理施設の位置 | |
| | 廃棄物処理施設の処理方式 | |
| | 廃棄物処理施設の構造及び設備 | |
| | 処理に伴い生ずる排ガス及び排水 | 量 処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等) を含む。) |
| | 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値 | |
| | その他廃棄物処理施設の構造等に関する事項 | |

(第2面)

| | | | |
|---|--|------|-------------|
| 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項 (※1) | 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値 | | |
| | 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項 | | |
| | その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項 | | |
| 災害防止のための計画（最終処分場である場合）(※1) | | | |
| 焼却灰等、汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の溶解処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法 | 特別管理 (産業・一般) 廃棄物以外の 廃棄物 (※2) | 区分 | 自家処分 ・ 委託処分 |
| | | 処分方法 | |
| | 特別管理 (産業・一般) 廃棄物 (※2) | 区分 | 自家処分 ・ 委託処分 |
| | | 処分方法 | |
| 埋立処分の計画（最終処分場の場合） (※1) | | | |
| 廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項 (※1) | | | |
| 備考 | | | |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設の種類については、産業廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場（安定型、管理型、遮断型）等）又は一般廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）の別を記入すること。 2 ※1の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用すること。 3 各欄に記載事項の全てを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 4 焼却灰等、汚泥等の処分方法は、該当がある場合に記入すること。 5 ※2の欄の「産業・一般」は、該当するものを「○」で囲むこと。 6 2部提出すること。 | | | |

添付書類

- (1) 廃棄物処理施設の設置に関する事業計画
- (2) 廃棄物処理施設の設置場所の選定理由
- (3) 最終処分場にあつては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (4) 廃棄物処理施設の付近の搬入経路を明記した見取図
- (5) 廃棄物処理施設の配置図及び公図の写し
- (6) 廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (7) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- (8) 廃棄物処理施設に係る他法令の手續の必要の有無及び手續の状況
- (9) 廃棄物処理施設の設置場所の土地の登記事項証明書及びその一覧
- (10) 関係地区の範囲及びその根拠
- (11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

様式第 2 号（第 3 条関係）

要縦覧等廃棄物処理施設変更事前協議書

年 月 日

佐賀県知事 様

許可申請予定者 干
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

要縦覧等産業廃棄物処理施設等の変更の許可申請を行いたいので、佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例第 10 条第 1 項（条例第 19 条において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類及び図面を添えて協議します。

| | | |
|--|----------------------------|---------------|
| 廃棄物処理施設の設置の場所 | | |
| 廃棄物処理施設の種類 | | |
| 廃棄物処理施設の許可年月日及び許可番号 | | 年 月 日 許可番号 |
| 変更の内容 | 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類 | |
| | 廃棄物処理施設の処理能力 | |
| | 廃棄物処理施設の位置、構造等の変更に関する計画（※） | |
| | 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（※） | |
| 変更の理由 | | |
| 着工予定年月日 | | |
| 使用開始予定年月日 | | |
| 備考 | | |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設の種類については、産業廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場（安定型、管理型、遮断型）等）又は一般廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）の別を記入すること。 2 ※の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用すること。 3 各欄に記載事項の全てを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 4 2部提出すること。 | | |

添付書類

- (1) 廃棄物処理施設の変更に関する事業計画
- (2) 最終処分場にあつては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (3) 廃棄物処理施設の付近の搬入経路を明記した見取図
- (4) 廃棄物処理施設の配置図及び公図の写し
- (5) 廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (6) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- (7) 廃棄物処理施設に係る他法令の手續の必要の有無及び手續の状況
- (8) 廃棄物処理施設の設置場所の土地の登記事項証明書及びその一覧
- (9) 変更後の関係地区の範囲及びその根拠
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

様式第3号（第4条関係）

要縦覧等産業廃棄物処理施設等の設置等に関する意見照会書（条例第10条第2項適用）

第 号
年 月 日

関係市町長 様

佐賀県知事

このことについて、別添のとおり、許可申請予定者から要縦覧等産業廃棄物処理施設等の設置（変更）に係る事前協議書が提出されました。

つきましては、下記の事項について、当該施設の設置等に係る意見を別紙により
年 月 日までに回答をお願いします。

記

- 1 産業廃棄物処理施設等の設置予定地及びその周辺における土地利用の規制の有無
- 2 関係地区の範囲
- 3 産業廃棄物処理施設等の設置予定地及びその周辺における他の土地利用計画等の有無
- 4 産業廃棄物処理施設等の設置予定地及びその周辺における公共施設等の整備計画の有無
- 5 その他必要な事項

(別紙)

第 年 月 日 号

佐賀県知事 様

市町長

要縦覧等産業廃棄物処理施設等の設置等に係る意見について（回答）

年 月 日付け 第 号で意見聴取のあったこのことについて、
次のとおり回答します。

| 事 項 | 意 見 |
|---|-----|
| 1 産業廃棄物処理施設等の設置予定地及びその周辺における土地利用の規制の有無 | |
| 2 関係地区の範囲 | |
| 3 産業廃棄物処理施設等の設置予定地及びその周辺における他の土地利用計画等の有無 | |
| 4 産業廃棄物処理施設等の設置予定地及びその周辺における公共施設等の整備計画の有無 | |
| 5 その他必要な事項 | |

様式第4号（第6条関係）

説明会開催計画書

年 月 日

佐賀県知事 }
関係市町長 } 様

開催者 〒
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

要縦覧等産業廃棄物処理施設等の設置（変更、譲受け等）に係る説明会を開催するので、佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例第11条第3項（条例第11条第10項、第14条第2項、第17条第2項及び第19条において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて提出します。

| | | |
|--|--------------------|---|
| 説明会の開催日時、場所及び種類 | 日 時 | |
| | 場 所 | |
| | 種 類 (いずれかを○で囲む) | <ul style="list-style-type: none"> 1 生活環境影響調査の実施に関する説明会 2 生活環境に及ぼす影響に関する説明会 3 許可申請後の説明会 4 譲受け又は借受けに関する説明会 |
| 説明会の対象地域 | | |
| 説明会の対象者 | | |
| 廃棄物処理施設の種類 | | |
| 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類 | | |
| 関係住民への周知方法 | | |
| その他必要な事項 | | |
| 備考 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 1 説明会の対象地域の記載については、できる限り図面、表等を利用すること。 2 各欄に記載事項の全てを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 知事及び関係市町長に対し、各1部を提出すること。 | | |

様式第5号（第6条関係）

説明会実施報告書

年 月 日

佐賀県知事 }
関係市町長 } 様

開催者 干
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

要縦覧等産業廃棄物処理施設等の設置（変更、譲受け等）に係る説明会を開催したので、佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例第11条第5項（条例第11条第10項、第17条第2項及び第19条において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて報告します。

| | | |
|---|----------------------------|---|
| 説明会の 開催日時、 場所及び 種類 | 日 時 | |
| | 場 所 | |
| | 種 類 (いずれ かを○で 囲む) | <ul style="list-style-type: none"> 1 生活環境影響調査の実施に関する説明会 2 生活環境に及ぼす影響に関する説明会 3 許可申請後の説明会 4 譲受け又は借受けに関する説明会 |
| 提出された意見の概要 | | |
| 提出された意見に対し て講ずる措置 | | |
| その他必要な事項 | | |
| <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 説明会で配付した資料を添付すること。 2 各欄に記載事項の全てを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 知事及び関係市町長に対し、各1部を提出すること。 | | |

様式第6号（第6条関係）

要縦覧等産業廃棄物処理施設等の設置等に係る意見照会書（条例第11条第7項適用）

第 号
年 月 日

関係市町長 様

佐賀県知事

このことについて、別添のとおり、許可申請予定者による要縦覧等産業廃棄物処理施設等の設置（変更）に必要となる生活環境影響調査の実施に関する説明会が開催されました。つきましては、下記の事項について、当該施設の設置等に係る意見を別紙により年 月 日までに回答をお願いします。

記

- 1 生活環境影響調査の実施の可否 ※
- 2 年 月 日付け 第 号提出の意見書に対する意見の追加又は変更の有無及びその内容
- 3 その他必要な事項

※ ここで記載している「実施の可否」とは、事前協議段階での調査について、必要な手続が行われており、実施が可能か否かを確認するものです。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、生活環境影響調査は許可申請予定者が、廃棄物処理施設の設置等に当たり、許可申請を行う前までに実施することが義務付けられています。

(別紙)

第 年 月 日 号

佐賀県知事 様

市町長

要縦覧等産業廃棄物処理施設等の設置等に係る意見について (回答)

年 月 日付け 第 号で意見聴取のあったこのことについて、次のとおり回答します。

| 事 項 | 意 見 |
|--|-------|
| 1 生活環境影響調査の実施の可否 ※(可・否)は該当するものを○で囲むこと。 | (可・否) |
| 2 年 月 日付け 第 号提出の意見書 に対する意見の追加又は変更 の有無及びその内容 | |
| 3 その他必要な事項 | |

生活環境影響調査実施協議書

年 月 日

佐賀県知事 様

許可申請予定者 千

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

要縦覧等産業廃棄物処理施設等の設置（変更）の許可申請に係る生活環境影響調査を実施したいので、佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例第11条第8項（条例第19条において準用する場合を含む。）の規定により、生活環境影響調査の実施に係る計画書を添えて協議します。

添付書類

生活環境影響調査の実施に係る計画書

生活環境影響調査結果報告書

年 月 日

佐賀県知事 様

許可申請予定者 干
住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

要縦覧等産業廃棄物処理施設等の設置（変更）の許可申請に係る生活環境影響調査を実施したので、佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例施行規則第 6 条第 8 項の規定により、生活環境影響調査結果報告書を提出します。

添付書類

生活環境影響調査の結果に関する資料

様式第9号（第6条関係）

要縦覧等産業廃棄物処理施設等の設置等に係る意見照会書（条例第11条第10項適用）

第 号
年 月 日

関係市町長 様

佐賀県知事

このことについて、別添のとおり、許可申請予定者による要縦覧等産業廃棄物処理施設等の設置（変更）が生活環境に及ぼす影響に関する説明会が開催されました。

つきましては、下記の事項について、当該施設の設置等に係る意見を別紙により
年 月 日までに回答をお願いします。

記

- 1 生活環境影響調査の結果を踏まえた生活環境の保全上の意見
- 2 生活環境の保全上の観点からの関係住民の意見集約を踏まえた産業廃棄物処理施設等の設置等の賛否を含めた意見
- 3 年 月 日付け 第 号提出の意見書に対する意見の追加又は変更の有無及びその内容
- 4 その他必要な事項

(別紙)

第 年 月 日 号

佐賀県知事 様

市町長

要縦覧等産業廃棄物処理施設等の設置等に係る意見について（回答）

年 月 日付け 第 号で意見聴取のあったこのことについて、次のとおり回答します。

| 事 項 | 意 見 |
|---|-----|
| 1 生活環境影響調査の結果を踏まえた生活環境の保全上の意見 | |
| 2 生活環境の保全上の観点からの関係住民の意見集約を踏まえた産業廃棄物処理施設等の設置等の賛否を含めた意見 | |
| 3 年 月 日付け 第 号提出の意見書に対する意見の追加又は変更の有無及びその内容 | |
| 4 その他必要な事項 | |

様式第 10 号（第 7 条関係）

要縦覧等産業廃棄物処理施設等の設置等に係る意見照会書（条例第 15 条第 1 項適用）

第 号
年 月 日

関係市町長 様

佐賀県知事

要縦覧等産業廃棄物処理施設等の設置等に係る意見聴取について

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 8 条の 2 第 3 項又は第 15 条の 2 第 3 項に規定する専門的知識を有する者の意見を聴取した結果は、別添のとおりです。

つきましては、下記の事項について、当該施設の設置等に係る意見を別紙により
年 月 日までに回答をお願いします。

記

- 1 生活環境の保全上の見地からの意見
- 2 法第 8 条の 2 第 3 項又は第 15 条の 2 第 3 項に規定する専門的知識を有する者の意見の結果を踏まえた産業廃棄物処理施設等の設置等に係る意見
- 3 これまでの意見に対する追加又は変更の意見の有無及びその内容
- 4 その他必要な事項

(別紙)

第 年 月 日 号

佐賀県知事 様

市町長

要縦覧等産業廃棄物処理施設等の設置等に係る意見について（回答）

年 月 日付け 第 号で意見聴取のあったこのことについて、次のとおり回答します。

| 事 項 | 意 見 |
|---|-----|
| 1 生活環境の保全上の見地からの意見 | |
| 2 法第8条の2第3項又は第15条の2第3項に規定する専門的知識を有する者の意見の結果を踏まえた産業廃棄物処理施設等の設置等に係る意見 | |
| 3 これまでの意見に対する追加又は変更の意見の有無及びその内容 | |
| 4 その他必要な事項 | |

様式第 11 号 (第 8 条関係)

要縦覧等廃棄物処理施設譲受け等事前協議書

年 月 日

佐賀県知事 様

協議者 千
住所
氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。) 第 9 条の 5 第 1 項 (法第 15 条の 4 において準用する場合を含む。) の規定による申請を行いたいので、佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例第 17 条第 1 項の規定により、関係書類及び図面を添えて協議します。

| | |
|--|---------------|
| 譲受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所 | |
| 廃棄物処理施設の設置の場所 | |
| 廃棄物処理施設の種類 | |
| 廃棄物処理施設の許可年月日及び許可番号 | 年 月 日 許可番号 |
| 備考 1 廃棄物処理施設の種類については、産業廃棄物処理施設 (焼却施設、最終処分場 (安定型、管理型、遮断型) 等) 又は一般廃棄物処理施設 (焼却施設、最終処分場) の別を記入すること。 2 2 部提出すること。 | |

添付書類

- (1) 廃棄物処理施設に係る他法令の手續の必要の有無及び手續の状況
- (2) 協議者が個人である場合は、資産に関する調書及び住民票の写し
- (3) 協議者が法人である場合は、登記事項証明書、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

様式第 12 号（第 9 条関係）

要縦覧等産業廃棄物処理施設等の譲受け等に係る意見照会書（条例第 17 条第 2 項適用）

第 号
年 月 日

関係市町長 様

佐賀県知事

このことについて、別添のとおり、要縦覧等産業廃棄物処理施設等を譲り受け、又は借り受けようとする者から要縦覧等産業廃棄物処理施設の譲受け等に係る事前協議書が提出されました。

つきましては、下記の事項について、当該施設の譲受け等に係る意見を別紙により
年 月 日までに回答をお願いします。

記

- 1 当該産業廃棄物処理施設等の譲受け又は借受けについての意見
- 2 生活環境の保全上の観点からの関係住民の意見集約を踏まえた産業廃棄物処理施設等の譲受け又は借受けの賛否を含めた意見
- 3 その他必要な事項

(別紙)

第 年 月 日 号

佐賀県知事 様

市町長

要縦覧等産業廃棄物処理施設等の譲受け等に係る意見について (回答)

年 月 日 第 号で意見聴取のあったこのことについて、次のとおり回答します。

| 事 項 | 意 見 |
|--|-----|
| 1 当該産業廃棄物処理施設等の譲受け又は借受けについての意見 | |
| 2 生活環境の保全上の観点からの関係住民の意見集約を踏まえた産業廃棄物処理施設等の譲受け又は借受けの賛否を含めた意見 | |
| 3 その他必要な事項 | |